

4 練福介第 6455 号  
令和 5 年 3 月 6 日

指定地域密着型サービス事業者 代表者 様  
指定介護予防・生活支援サービス事業者 代表者 様

練馬区高齢施策担当部  
介護保険課長 風間 康子  
(公印省略)

**令和 5 年度「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」および  
「介護職員等ベースアップ等支援加算」関係書類の届出について（通知）**

日頃より、当区の介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただきまして、真にありがとうございます。

令和 5 年度に「介護職員処遇改善加算（処遇改善加算）」、「介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）」および「介護職員等ベースアップ等支援加算（ベースアップ等加算）」を算定する場合は、下記のとおり関係書類のご提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 令和 4 年度に「処遇改善加算」、「特定加算」または「ベースアップ等加算」を算定しており、令和 5 年度も引き続き算定したい場合【継続】
  - ア 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書 【別紙様式 2-1】
  - イ 介護職員処遇改善加算（施設・事業所別個表） 【別紙様式 2-2】
  - ウ 介護職員等特定処遇改善（施設・事業所別個表） 【別紙様式 2-3（※）】
  - エ 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表） 【別紙様式 2-4（※）】※ ウおよびエは、各加算を算定する場合にご提出ください。
- (2) 初めて「処遇改善加算」、「特定加算」または「ベースアップ等加算」を算定する場合、または令和 4 年度と加算の区分を変更する場合【新規または区分変更の場合】
  - (1)の書類に加え、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、または「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。（※）※ 事業所ごと、およびサービス種別ごとに作成してください。ご提出がない場合、加算の算定ができませんのでご注意ください。

2 提出期限【厳守・必着】

- (1) 別紙様式 2-1 から 2-4 について

ア 令和5年4月または5月から加算を算定する場合

令和5年4月15日（土）まで

イ 令和5年6月以降から加算を算定する場合

加算を算定する月の前々月の末日

（例）令和5年6月1日算定の場合は、令和5年4月30日（日）まで

(2) 体制届について【新規または区分変更の場合のみ】

加算を算定する月の前月の15日まで（（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、加算を算定する月の1日まで）

（例）令和5年4月1日算定の場合は、令和5年3月15日（水）まで

※ 提出は全て郵送または電子メールにて受け付けます。

3 処遇改善加算等の取得促進について

処遇改善加算等は、介護職員等の賃金のベースアップに資するものです。処遇改善加算等の新規取得や、より上位の区分の取得に向け、「介護職員処遇改善加算取得促進支援事業」の活用等のご検討をお願いいたします。

【（参考）介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業掲載場所】

東京都福祉保健局ホームページ ⇒ 高齢者 ⇒ 介護保険  
⇒ 介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業

4 その他

提出書類の様式は、練馬区ホームページからダウンロードをしてご使用ください。

【掲載場所】

地域密着型サービス

練馬区ホームページ（トップページ）⇒ サイトマップ⇒ 申請書ダウンロード  
⇒ 介護保険（申請書ダウンロード） ⇒ 「事業所運営に関する申請書」  
⇒ 【地域密着型サービス事業者 変更届・加算届】内

総合事業

練馬区ホームページ（トップページ）⇒ 保健・福祉 ⇒ 介護保険  
⇒ 事業者向け ⇒ 新総合事業関係  
⇒ 【介護予防・日常生活支援総合事業 変更届・加算届】内

5 問合せ先および提出先

高齢施策担当部介護保険課事業者指定係

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所東庁舎 4階

電話 03-5984-1461（直通）

メール KAIGO15@city.nerima.tokyo.jp